

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇨ 執行役員は税法上の役員？

Q : 当社では商法上の役員のほかに、執行役員をおいて業務の執行を担当させています。この執行役員は税法上の役員になりますか。

A : 原則として役員には該当しませんが、その執行役員が経営上の意思決定に参加しているような場合には、みなし役員になることがあります。

【解説】

執行役員は、アメリカの経営スタイルを参考に大企業などで導入されていますが、商法上の制度ではないため、取締役を兼任している者、社外から招いて委任契約を締結している者など様々なケースがあるようです。

執行役員が取締役を兼任している場合は当然に役員となりますが、そうでない場合は、原則として税法上の役員にはなりません。

ただし、その執行役員がその法人の使用人としての職制上の地位を有しておらず、かつ、実質的に法人の経営に従事している場合には、税法上、みなし役員とされますから注意してください。

なお、昨年の商法改正で「執行役」という制度が新たに設けられ、本年4月1日から施行されることになっています。執行役とは、取締役会から広汎な意思決定権限を与えられて業務の執行にあたる人のことで、監査特例法の適用を受ける商法上の大会社などが選択により採用できるものです。執行役員と違って、執行役は商法上の制度ですから、税法上も役員として取り扱われることになるようです。

